

多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民団体が自主、自発的に行う多摩市のまちづくりに役立つ公益的な事業に対し、経費の一部を市が補助することにより、地域の多様な活動主体が公共の領域をともに担い合う「新しい公共」の考え方のもとに、多摩市に「新たな支え合い」の担い手を多数創出して、地域の公共サービスを豊かに展開していくことを目的とする。

(補助事業及び団体)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)及び対象となる団体(以下「補助団体」という。)は、別表第1に定める要件を満たす事業及び団体とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助の対象としない。

営利を目的とする事業及び団体

宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの

政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職にある者(候補者を含む。)若しくは政党を推薦し、又はこれらに反対することを目的とするもの

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団若しくはその構成員(暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。)の統制下にある団体

無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(補助対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち別表第2に定める経費とする。

(補助金の交付額及び交付回数の限度等)

第4条 補助金の交付額は、別表第1に定めるところにより、予算の範囲内で市長が定める額とする。

2 補助金の交付回数の限度等は、別表第1に定めるところによる。

(補助対象事業の公募)

第5条 市長は、補助対象事業を期間を定めて募集するものとする。

2 市長は、補助対象事業の募集に当たり、募集要項を定めて公表するものとする。

3 市長は、補助対象事業の審査方法及び基準を定め、前項の募集要項に記載するものとする。

(補助金の申込み)

第6条 前条の募集に応じて申込みをしようとする団体(以下「応募団体」という。)は、市民提案型まちづくり事業補助金交付申込書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添え

て、前条第2項の募集要項で指定する期日までに、市長に申請しなければならない。

実施団体概要

事業企画書

事業収支計画書

その他市長が必要と認める書類

(補助対象事業の選考及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による応募書類の提出を受けた事業について、第5条第3項による方法等により審査するものとする。

2 前項の審査は、別に定める多摩市市民提案型まちづくり事業補助金評価市民委員会(以下「市民委員会」という。)により行うものとする。

3 市長は、前2項の審査の結果を受けて補助金を交付することが適当である事業(以下「補助金交付対象事業」という。)を選考し、選考外のものにあつては、その理由を付して、選考結果を市民提案型まちづくり事業補助金交付対象事業選考結果通知書(第2号様式)により、速やかに当該応募団体に通知するものとする。

(概算交付)

第8条 市長は、この補助金を概算払により交付すること(以下「概算交付」という。)ができる。

(補助金交付の概算交付申請)

第9条 第7条第3項の規定により補助金交付対象事業として通知を受けた団体は、市民提案型まちづくり事業補助金概算交付申請書(第3号様式)により、別に定める日までに、市長に申請しなければならない。

(補助金の概算交付決定及び通知)

第10条 市長は、前条の規定により申請を受けたときは、補助金交付対象事業として選考された事業の内容と同一であること(軽微な変更は除く。)を審査し、補助金を概算交付することが適当であると認めるときは速やかに補助金の概算交付を決定し、市民提案型まちづくり事業補助金概算交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知し、補助金を概算交付することが適当でないと認めるときは速やかに補助金の概算不交付を決定し、当該概算不交付の理由を付して、市民提案型まちづくり事業補助金概算不交付決定通知書(第5号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の概算交付決定又は概算不交付決定を、補助金概算交付申請書を受けた日の翌日から起算して30日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による補助金の概算交付決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。

(申請の撤回)

第11条 前条第1項の規定による補助金の概算交付決定通知を受けた団体(以下「被概算交付決定団体」という。)は、補助金の概算交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは補助金概算交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(補助金の概算交付請求)

第12条 補助金の概算交付を受けようとする被概算交付決定団体は、市民提案型まちづ

くり事業補助金概算交付請求書（第6号様式）により市長に請求しなければならない。

（補助金の概算交付）

第13条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を概算交付するものとする。

（承認事項）

第14条 被概算交付決定団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書（第7号様式）を提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

補助事業の内容を変更しようとするとき。

補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書（第8号様式）又は市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書（第9号様式）により、被概算交付決定団体に通知するものとする。

3 市長は、前項の審査をする場合に、市民委員会に意見を求め、必要に応じて市民委員会は審査を行うものとする。

（事故報告等）

第15条 被概算交付決定団体は、市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により、市長に報告し、指示を受けなければならない。

（状況報告）

第16条 市長は、補助事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被概算交付決定団体に対し、補助事業の遂行の状況に関し、報告させることができる。

（補助事業の遂行命令）

第17条 市長は、前条の規定により被概算交付決定団体が提出する報告及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の概算交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被概算交付決定者に対し、これらに従って補助事業を遂行するよう命じることができる。

（実績報告）

第18条 被概算交付決定団体は、補助事業が完了したときから30日以内又は補助金の概算交付の決定に係る会計年度の末日のいずれか早い日までに、市民提案型まちづくり事業補助金事業実績報告書（第10号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。第14条の規定により事業計画の廃止の承認を受けた場合も、また同様とする。

事業実績報告書

事業収支決算書

精算書

自己評価書

その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の実績報告書等の被概算交付決定団体から提出された書類を公表し、市民に周知することができる。

3 被概算交付決定団体は、市長が行う当該補助金に係る事業実績報告会の開催、実績報告書の作成等に協力しなければならない。

(額の確定等)

第19条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が、補助金の概算交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、補助金の額を確定し、市民提案型まちづくり事業補助金交付額確定通知書(第11号様式)により通知するものとする。

2 前項で定める補助金の確定額は、補助金概算交付決定額を上限とする。

3 被概算交付決定団体は、精算残金があるときは、速やかにこれを返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、被概算交付決定団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の概算交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。

その他この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第21条 市長は、前条の規定により補助金の概算交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が概算交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第22条 市長は、第20条の規定により補助金の概算交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による補助金の返還を命じたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を、被概算交付決定者に納付させることができる。

2 市長は、被概算交付決定団体に補助金の返還を命じた場合において、被概算交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第23条 補助金が2回以上に分けて概算交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したも

のとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被概算交付決定団体の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第24条 第22条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整理等)

第25条 被概算交付決定団体は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間保管しておかなければならない。

(補則)

第26条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年5月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱は、平成22年度から平成24年度までの補助金について適用する。

別表第1(第2条、第4条関係)

1 チャレンジ部門

| | |
|-------|---|
| 事業の要件 | 一過性の事業ではなく複数年度にわたり継続して実施する事業で、次の要件を満たす新規の事業であること。ただし、第6条の規定により申請する事業の希望補助額が5万円未満の事業は除く。 市内で実施される事業であること。 同一事業について、多摩市の財源による他の補助金等を受けていないこと。 事業の実施計画(事業効果を含む。)及び収支計画が明確であること。 |
| 団体の要件 | 正会員10人以上で構成される団体(構成員が法人である場合を含む。)であること。 活動拠点が市内にある団体(市内を活動拠点とする市外の団体を含む。)であること。 定款(規約、会則等)を有し、会計処理(予算及び決算を含む。)が行われている団体であること。 |
| 補助額 | 補助額は、次に掲げる額のうちで最も低い額(当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)とする。 1事業当たり、補助対象経費の総額の80パーセントに相当する額の範囲内で応募団体が必要とする額 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額 30万円</p> |
| 交付回数の 限度等 | <p>補助金は1年度単位の事業に対して交付し、その都度申請に基づく審査により決定する。 複数年度 of 取組計画であっても、同一事業に対する補助金の交付は、2回までとする。</p> |

2 ステップアップ部門

| | |
|-------|---|
| 事業の要件 | <p>複数年度にわたり継続して実施している事業で、次の要件を満たす事業であること。ただし、第6条の規定により申請する事業の希望補助額が5万円未満の事業は除く。</p> <p>市内で実施される事業であること。</p> <p>同一事業について、多摩市の財源による他の補助金等を受けていないこと。</p> <p>事業の実施計画（事業効果を含む。）及び収支計画が明確であること。</p> |
| 団体の要件 | <p>正会員10人以上で構成される団体（構成員が法人である場合を含む。）であること。</p> <p>活動拠点が市内にある団体（市内を活動拠点とする市外の団体を含む。）であること。</p> <p>定款（規約、会則等）を有し、会計処理（予算及び決算を含む。）が行われている団体であること。</p> |
| 補助額 | <p>補助額は、次に掲げる額のうちで最も低い額（当該額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。）とする。</p> <p>1事業当たり、補助対象経費の総額の60パーセントに相当する額の範囲内で応募団体が必要とする額</p> <p>複数年度にわたり継続して補助金の交付を受ける場合の補助金交付回数に応じ、次に定める額</p> <p>ア 2回目又は3回目の場合 補助対象経費の60パーセントに相当する額の範囲内で応募団体が必要とする額と前回交付決定額の90パーセントに相当する額のいずれか低い額。ただし、事業の発展のため必要、かつ、合理的な理由があると認められる場合は、個別に判断する額</p> <p>イ 4回目又は5回目の場合 補助対象経費の30パーセントに相当する額の範囲内で応募団体が必要とする額と前回交付決定額の50パーセントに相当する額のいずれか低い額。ただし、事業の発展のため必要、かつ、合理的な理由があると認められる場合は、個別に判断する額</p> |

| | |
|------------------|---|
| | 補助対象経費の総額から事業収入（入場料、売上金、協賛金等）を差し引いた額 150万円 |
| 交付回数 の 限度等 | 補助金は1年度単位の事業に対して交付し、その都度申請に基づく審査により決定する。 複数年度 of 取組計画であっても、同一事業に対する補助金の交付は、5回までとする。 チャレンジ部門と組み合わせる場合は、通算し5回までとする。 |

別表第2（第3条関係）

1 補助対象経費

補助事業に係る次の経費を補助対象経費とする。

事業実施のために雇用した活動スタッフ等（アルバイト含む。）の人件費。

ただし、人件費以外の補助対象経費の合計の25パーセントを限度とする。

講師、専門家、出演者等への報償、謝礼（団体構成員に対するものは除く。）

チラシ、ポスター、報告書等の作成費、印刷費及び材料、消耗品等の購入費

専門的知識、技術等を要する業務を外部に委託した費用

機器類の賃借（レンタル）料等

イベント等の会場等の使用料

保険料等（火災、地震等の家屋に係るものは除く。）

その他事業のために必要な経費で、市長が必要かつ適切と認めるもの

2 補助対象外経費

次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

飲食費（食事、弁当、茶菓等）

商品券等の金券の購入代金

記念品等の購入経費

家賃（敷金、礼金等を含む。）

土地の取得、造成及び補償に関する経費

団体の経常的な運営に関する経費（事務局経費等）

備品（5年以上形状を変えずに使用することができ、かつ、1品3万円を超えるもの）購入費

領収書等により、事業実施団体が支払ったことを明確に確認することができない経費

補助事業に直接関係のない経費その他市長が社会通念上適切でないとして認める経費等

| | |
|-------|---------|
| 事務局記入 | |
| チャレンジ | ステップ・回目 |
| 整理番号 | |

平成 年 月 日

多摩市長 殿

団体名 _____

代表者名 _____ 印

平成 年度 市民提案型まちづくり事業補助金交付申込書

チャレンジ部門
ステップアップ部門

平成 年度多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付を受けたいので、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申し込みます。

なお、申込事項及び関係書類に関して、原則公開とすることを承諾するとともに、記載した事項は、事実と相違ないこと及び応募した事業に補助金の交付決定がされた場合は、計画から実施まで責任をもって遂行することを誓約します。

事業名 _____

私たちは、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第2条第2項各号に規定する事業又は活動をするものでないこと及び団体でないことに相違ありません。

| | |
|--|---|
| 処理欄（申請に必要な書類の一覧です。この欄には記入しないでください。） | |
| 【チャレンジ部門】 | 【ステップアップ部門】 |
| 実施団体概要 事業企画書 事業収支計画書 希望補助額の計算表 人件費の明細 正会員名簿 規約又は会則等 団体収支（決算）報告書 | チャレンジ部門の添付書類に加え以下の書類 複数年の事業計画書 継続事業に関する調書 |

第 2 号様式（第 7 条関係）

| | |
|--------|--|
| 部門・ 回目 | |
| 整理番号 | |

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長 印

市民提案型まちづくり事業補助金交付対象事業選考結果通知書

平成 年 月 日付けで申込みがあった平成 年度の市民提案型まちづくり事業補助金については、審査の結果、次のとおり決定したので、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第 7 条第 3 項の規定により通知します。

なお、交付対象事業に選ばれた場合は、同要綱第 9 条の規定による補助金概算交付申請書により、平成 年 月 日までに補助金概算交付申請をされるよう通知します。

| | | | | | | | |
|------------------|---|--|--|---|--|--|---|
| 事業名 | | | | | | | |
| 審査結果 | | | | | | | |
| 交付予定額 | 百万 | | | 千 | | | 円 |
| 交付条件又は選考されなかった理由 | | | | | | | |
| 備考 | <p>本通知は、補助金の交付を約束するものではありません。</p> <p>平成 年度歳入歳出予算が平成 年 3 月 31 日までに多摩市議会で可決された場合において、別途交付申請をご提出いただき、改めて交付決定するものとなります。</p> | | | | | | |

多摩市長 殿

申請団体 団体名 _____
 所在地 _____
 代表者名 _____ 印
 代表者住所 _____

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金概算交付申請書

平成 年度において、下記の事業を実施したいので、平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金の概算交付をされたく、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

記

| | | | | | | | |
|----------|----|--|---|----|---|---|----|
| 事業名 | | | | | | | |
| 概算交付申請金額 | 百万 | | | 千 | | | 円 |
| 概算交付希望 | 金額 | | | 時期 | | | |
| 第1回 | | | 円 | 平成 | 年 | 月 | 旬頃 |
| 第2回 | | | 円 | 平成 | 年 | 月 | 旬頃 |

| | |
|--------------|--|
| 概算交付を必要とする理由 | |
|--------------|--|

| |
|-----|
| 処理欄 |
|-----|

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長 印

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金概算交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金について、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり概算交付を決定したので通知します。

つきましては、同要綱第 12 条の規定による補助金概算交付請求書により、平成 年 月 日までに補助金概算交付請求をされるよう通知します。

記

1 概算交付決定金額 金 _____ 円

2 分割交付

| | 金 額 | 概算交付予定時期 |
|-------|-----|-----------|
| 第 1 回 | 円 | 平成 年 月 旬頃 |
| 第 2 回 | 円 | 平成 年 月 旬頃 |

3 交付条件

補助事業以外の用途に使用しないこと。

上記 に反するとき、偽りその他不正の手段により補助金の概算交付を受けたときその他同要綱の規定に違反したときは、補助金の概算交付決定の全部又は一部を取り消すことがあること。

補助金概算交付決定通知以降の各手続は、遅滞なく処理すること。

補助事業の完了後又は補助金の概算交付の決定に係る会計年度の終了後、速やかに補助事業実績報告書を提出すること。

市長若しくはその委任を受けた者又は監査委員の監査に応じること。

疑義が生じた場合には、その都度協議すること。

その他同要綱の規定を遵守すること。

4 撤回

申請者は、この概算交付の決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、この概算交付の決定の通知受領後 14 日以内に申請の撤回をすることができます。

第5号様式（第10条関係）

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長

印

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金概算不交付決定通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度市民提案型まちづくり事業に係る補助金について、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、下記のとおり概算交付しないことに決定したので通知します。

記

1 概算不交付決定の理由

2 その他

平成 年 月 日

多摩市長 殿

団体名 _____

代表者名 _____ 印

住所 _____

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金に
係る事業計画（変更・中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で概算交付決定を受けた平成 年
度市民提案型まちづくり事業補助金について、事業計画の（変更・中止・廃止）を承認を
されたく、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 事業計画（変更・中止・廃止）の内容

2 事業計画（変更・中止・廃止）の理由

第 8 号様式（第 1 4 条関係）

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長

印

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金に
係る事業計画（変更・中止・廃止）承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認について、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 承認事項

事業計画（変更・中止・廃止）内容

2 その他

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長

印

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金に
係る事業計画（変更・中止・廃止）不承認通知書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金に係る事業計画（変更・中止・廃止）承認について、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第 1 4 条第 2 項の規定により、下記の理由により承認しないことと決定したので通知します。

記

1 不承認の理由

2 その他

平成 年 月 日

多摩市長 殿

団体名 _____

代表者名 _____ 印

住所 _____

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で概算交付決定を受けた平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金の実績について、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第18条第1項の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- 1 事業実績報告書
- 2 事業収支決算書
- 3 精算書
- 4 自己評価書
- 5 その他

第 号
平成 年 月 日

団体名

代表者名 様

多摩市長

印

平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金交付額確定通知書

平成 年 月 日付 第 号で概算交付決定を行った平成 年度市民提案型まちづくり事業補助金について、平成 年 月 日付けで提出された実績報告書を審査した結果、補助事業が当該補助金の概算交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認められますので、多摩市市民提案型まちづくり事業補助金交付要綱第 1 9 条第 1 項の規定により、その額を下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 補助金交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金既交付済額 | 金 | 円 |
| 3 | 交 付 残 額 | 金 | 円 |
| 4 | 返 還 額 | 金 | 円 |